

遠別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,692	4,592,642	27,357	622,790	13.6	11.7

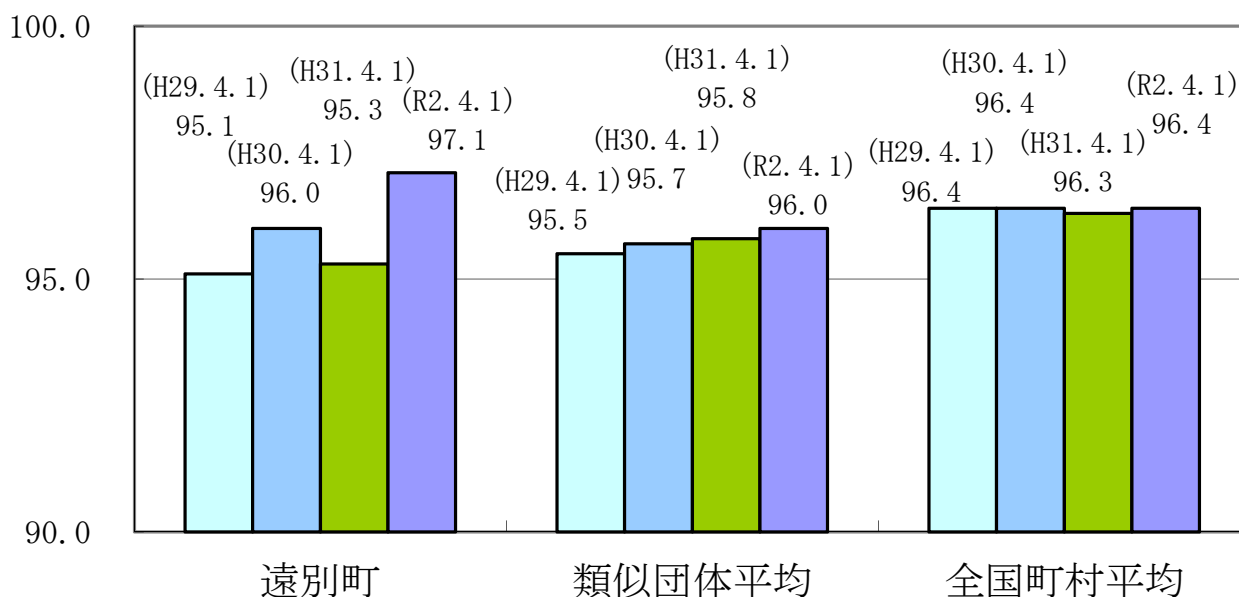
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
元年度	人	千円	千円	千円	千円
	69	244,443	29,914	98,160	372,517

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
5,399	5,482

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由

職員構成の変動や国との給料の差が縮まったため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日

(内容) 【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ、若年層については、引下げを行わず、高齢層については最大4%の引下げを実施。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

遠別町では地域手当はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	40.2歳	295,851円	327,919円	331,320円
北海道	43.2歳	321,400円	389,524円	363,672円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	40.6歳	294,413円	334,436円	323,405円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/ B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
遠別町	57.1歳	4人	262,275円	272,345円	272,180円	—	—	—	—
うち 用務員	61.2歳	2人	187,700円	198,340円	192,567円	用務員	55.9歳	207,900円	0.95
北海道	55.4歳	172人	318,800円	343,592円	335,702円				
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円				
類似団体	48.6歳	2人	273,384円	295,674円	288,547円				

(注) 1 「平均給料月額」とは、2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(2年4月1日現在)

区 分		遠 別 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	150,600円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	147,200円	150,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(2年4月1日現在)

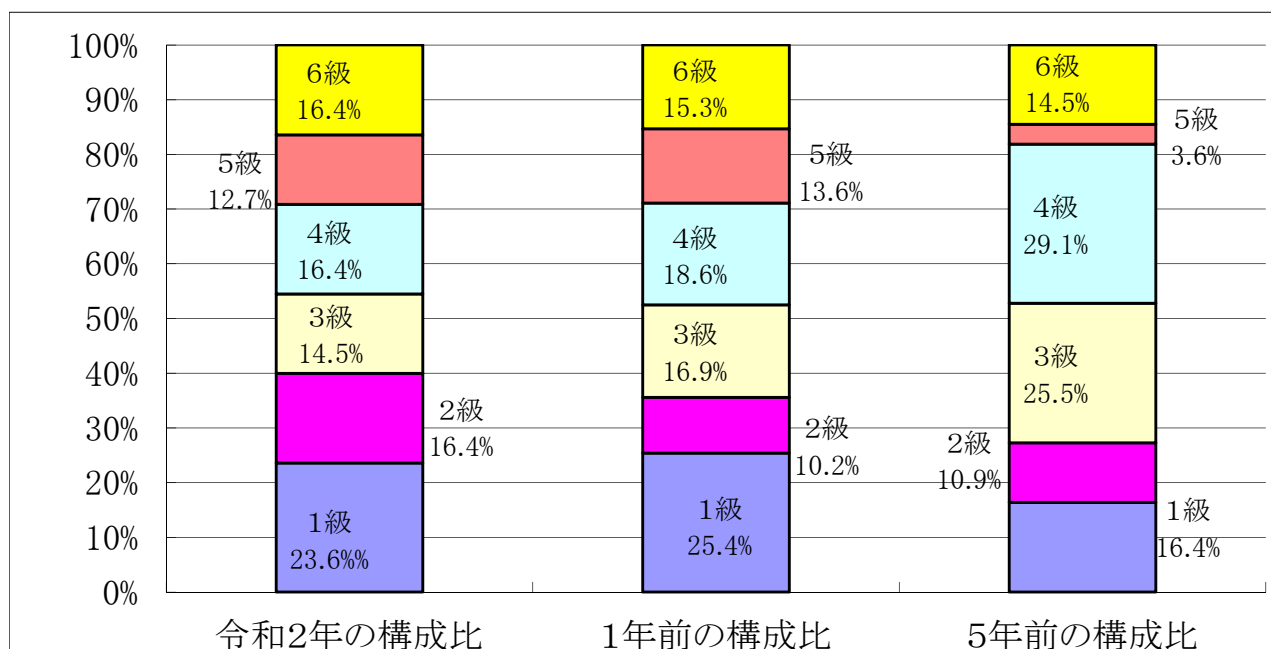
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	244,100円	287,400円	—
	高 校 卒	210,200円	244,100円	287,400円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

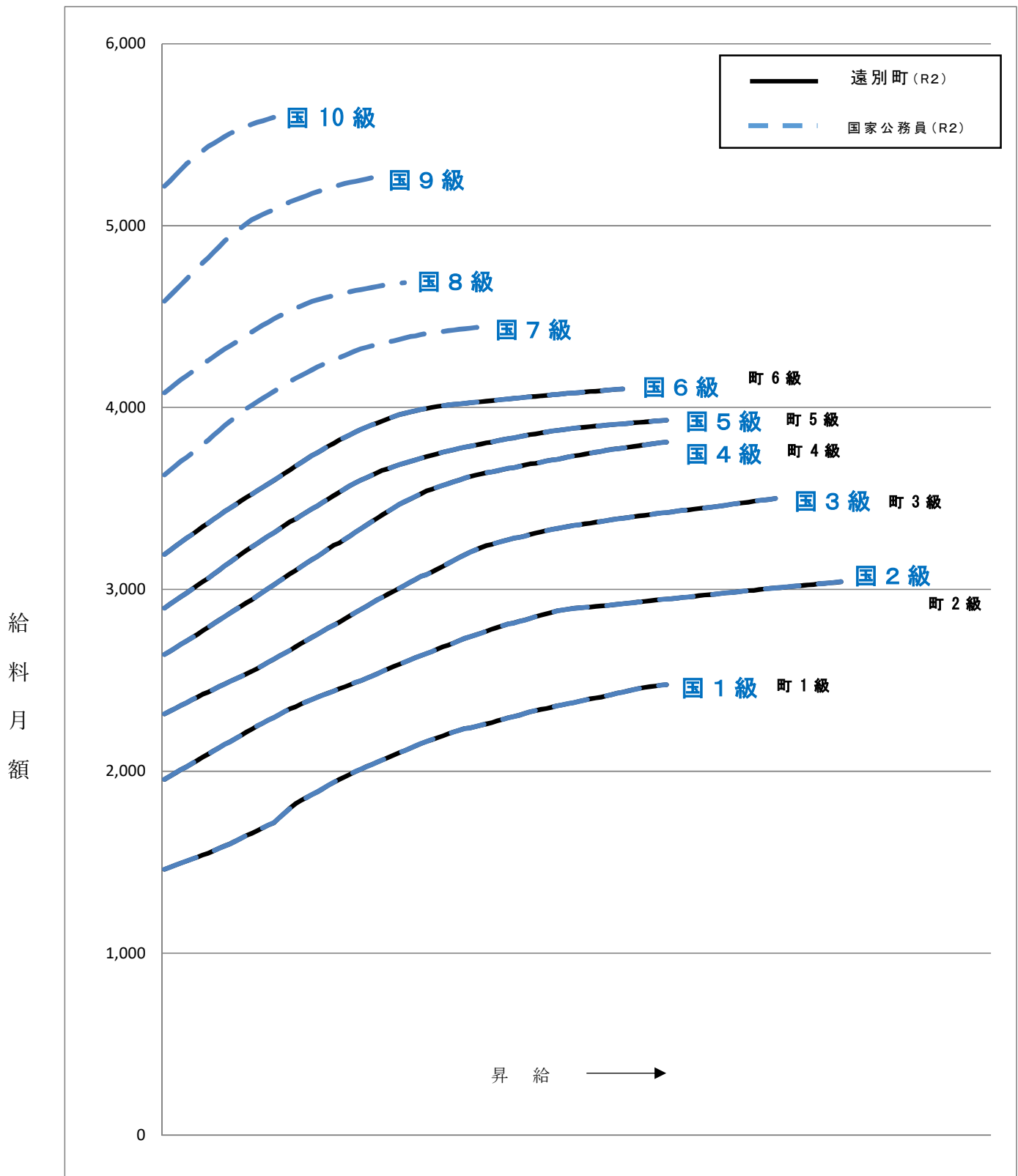
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	9人	16.4%	319,200円	410,200円
5級	主幹	7人	12.7%	289,700円	393,000円
4級	係長	9人	16.4%	264,200円	381,000円
3級	主任	8人	14.5%	231,500円	350,000円
2級	主事	9人	16.4%	195,500円	304,200円
1級	主事	13人	23.6%	146,100円	247,600円

- (注) 1 遠別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（遠別町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠 別 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,438千円	1人当たり平均支給額（元年度） 1,579千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（遠別町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（2年4月1日現在）

遠 別 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額		17,202千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（2年4月1日現在）

遠別町では地域手当はありません。

(4) 特殊勤務手当（2年4月1日現在）

支給実績（31年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（31年度）		0%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (31年度決算)	左記職員に対する支 給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に	感染症患者の救	0千円	日額500円以内

	従事した職員	護、防疫		
医事研修手当	町立病院に勤務する医師	医学研究	0千円	月額14万円を超えない範囲
夜間看護手当	町立病院に勤務する看護師	勤務の一部が深夜を通じて行われる看護等の業務	0千円	1回につき7,400円
社会教育主事手当	社会教育主事派遣規則に基づく派遣職員	社会教育主事としての業務	0千円	月額6万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	5,958千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	130千円
支給実績（30年度決算）	6,684千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	139千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 月額6,500円 扶養家族(配偶者を除く) 1人につき月額10,000円 配偶者がいない場合の1人目 月額6,500円 満15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までの期間にある子 1人につき月額5,000円加算 	同		7,746千円	322,750円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間の場合(家賃が16,000円を超える場合は27,000円以下の場合は16,000円を控除した額 27,000円を超える場合は27,000円を控除した1/2の額(17,000円を限度)に11,0 	一部異	自宅の場合は支給なし	2,623千円	104,920円

	00円を加算した額 ・ 自宅の場合 月額5,000円				
通勤手当	・ 交通機関利用の場合 運賃等相当額(月額55,000円を限度)を支給 ・ 自家用車等利用の場合 使用距離に応じて月額2,000～31,600円	同		6千円	6,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・ 課長等 給料月額10% ・ 課長補佐等 給料月額8%	異		6,241千円	416,046円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務時間1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25	同		0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対し、世帯区分に応じて支給 月額8,800～23,360円	同		5,300千円	88,325円

5 特別職の報酬等の状況（2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 448,000円	
	副 町 長	600,000円	667,000円 / 457,000円	
報 酬	議 長	260,000円	318,000円 / 186,300円	
	副 議 長	220,000円	265,000円 / 129,600円	
	議 員	190,000円	257,000円 / 109,000円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(31年度支給割合) 4.50月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合) 4.50月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職期間×5.126	14,352,800円	任期毎
		給料月額×在職期間×3.234	7,761,600円	任期毎
	備 考			

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

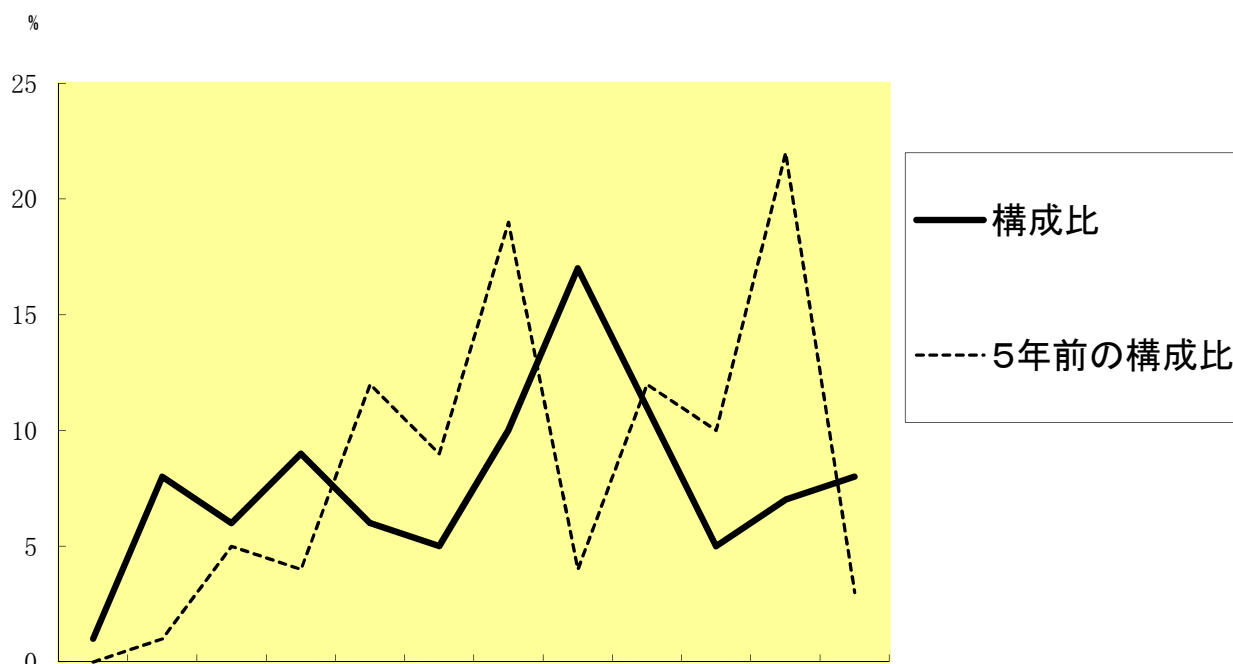
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和2年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	人員削減による減員 採用による増員 人員削減による減員 雇用形態の変化による減員 <参考> 人口1万人当たり職員数 215.46人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 193.01人)
		総 務	17	16	△1	
		税 務	2	2	0	
		民 生	15	17	2	
		衛 生	6	6	0	
		農 林 水 産	8	7	△1	
		商 工	3	3	0	
	土 木	6	5	△1		
	計	59	58	△1		
	教 育 部 門	10	10	0		
小 計	69	68	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 252.60人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 227.77人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	19	18	△1	医師・看護師の不補充による減員 技師の不補充による減員	
	水 道	1	1	0		
	下 水 道	2	1	△1		
	そ の 他	5	5	0		
小 計	27	25	△2			
合 計		96	93	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 345.47人	
		[110]	[110]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (2年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	8人	6人	9人	6人	5人	10人	17人	11人	5人	7人	8人	93人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	59	60	58	59	58	28(%)
教育	10	10	11	11	10	10	0(%)
普通会計小計	66	69	71	69	69	68	2(%)
公営企業等会計	32	32	30	30	27	25	△7(%)
総合計	98	101	101	99	96	93	△5(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。